

Splunkの保守サービス利用契約  
仕様書

## 1. 概要と目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、当機構という)では、各種セキュリティ関連機器から出力されるログを一元的に収集し、ログ解析専用のソフトウェアである「Splunk」を用いて解析し、セキュリティインシデントの早期検出を図るとともに、セキュリティインシデント発生の際ににおいて、事象の詳細な解析を実施している。

本仕様書は、ログ解析専用のソフトウェアである「Splunk」の保守契約に関して纏めたものである。

## 2. 保守期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3. 対象機器

Splunk Enterprise 一式 (明細は下表のとおり)

品名	数量	設置場所
Splunk Enterprise年間メンテナンスサービス (50GB／日)	1	情報交流棟 南ウィング 117号室

## 4. 保守内容

### 4.1 テクニカルサポート

- (1) 運用、インストレーション作業及びアップグレード作業にあたって、製品に関する各種技術情報の提供および質問対応を行うこと。
- (2) 運用時に発生した製品に関する問題の解決支援を実施すること。
- (3) 新バージョンのソフトウェアがリリースされ次第、原子力機構にその旨を連絡し、新バージョンを提供すること。
- (4) 受付時間は、平日9時～17時の間とする。ただし、祝日及び12月29日～1月4日の間を除く。

## 5. 検収

保守が滞りなく実施されたことを確認して検収とする。

## 6. 守秘義務

受注者は、本業務の実施により知り得た情報を当機構に無断で第三者に漏洩してはならない。

## 7. 疑義

本仕様書に関して、あるいは、記載のない事項について疑義が発生した場合は、当機構及び受注者双方協議の上対処するものとする。

以上